

芦屋基地航空機騒音に係る NHK 放送受信料補助制度について

1 防衛省による航空機騒音に係る補助制度

基地周辺の航空機騒音による障害を防止又は軽減するため以下の補助を行っている。

(1) 住宅防音工事助成（芦屋基地関係：市内約 320 世帯）

法律に基づく指定区域内の住宅に対して防音工事を助成（補助率 100%）。

(2) NHK 放送受信料補助（芦屋基地関係：市内約 7,700 世帯（住宅防音工事対象 320 世帯を含む））

テレビ放送の「聴取障害」の緩和に資するため、受信料の半額相当（年間約 7 千円）を補助。

2 NHK 補助の見直し経緯

防衛省では、『補助基準の透明化を図るべき』という会計検査院からの指摘（H23）に基づき見直し作業を行ってきた。

平成 29 年 12 月 22 日（金）、九州防衛局より、芦屋基地を含む全国 16 基地で、制度の一部を見直すことについて連絡を受けた。

3 今回の見直し（別紙『芦屋基地に係る補助対象区域図』を参照）

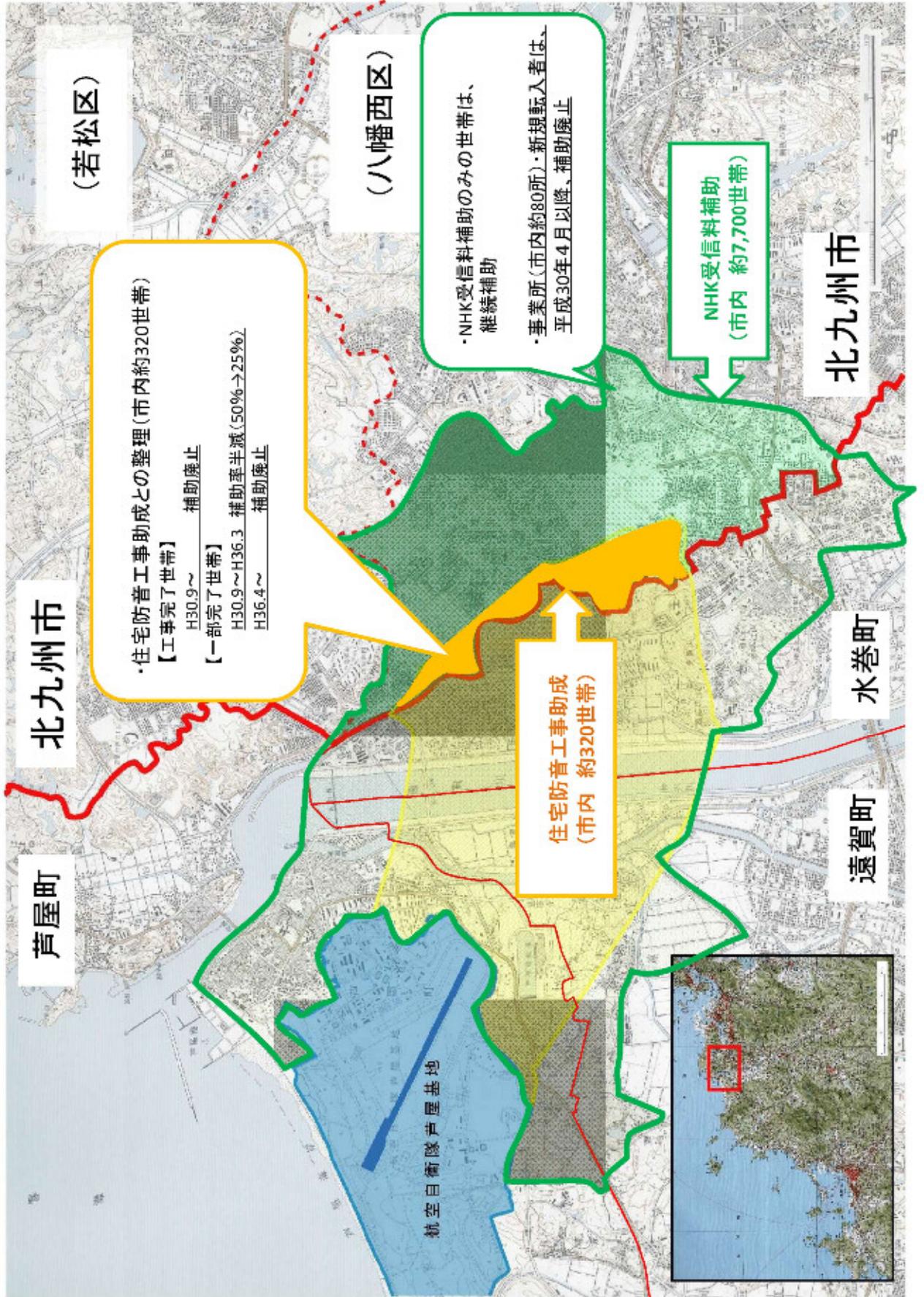
(1) 見直し内容

現行	見直し									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅防音工事助成 住宅の防音サッシや空調工事費を 100%助成。（但し、平成 16 年 12 月 27 日以降に建てられた住宅は対象外。） ○ NHK 放送受信料補助 NHK 放送受信料の半額を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅防音工事助成 変更なし ○ NHK 放送受信料補助 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅防音工事との整理 <ul style="list-style-type: none"> ・工事対象区域外（NHK 補助のみ） 継続補助 ・工事対象区域内（市内約 320 世帯、9 割が工事完了） <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">工事完了世帯</td> <td style="padding-right: 5px;">H30.9~</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">補助廃止</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">一部完了世帯</td> <td style="padding-right: 5px;">H30.9~H36.3</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">補助率半減（50%→25%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-right: 5px;">H36.4~</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">補助廃止</td> </tr> </table> ②事業所（市内約 80 所）及び新規転入者は、 H30.4~ 補助廃止 	工事完了世帯	H30.9~	補助廃止	一部完了世帯	H30.9~H36.3	補助率半減（50%→25%）		H36.4~	補助廃止
工事完了世帯	H30.9~	補助廃止								
一部完了世帯	H30.9~H36.3	補助率半減（50%→25%）								
	H36.4~	補助廃止								

(2) 周知方法

防衛省ホームページに掲載するとともに、1 月中に、NHK 放送受信料補助対象者へ書面にて見直し内容を通知する。また、フリーダイヤルによる専用窓口を設置する。

芦屋基地に係る補助対象区域図



防衛施設周辺放送受信事業の見直しについて

○ 放送受信事業（NHK受信料補助）

NHKから制度を引き継いでから30年以上が経過し、住宅防音工事を行うことにより、聴き取りにくさの改善に努めていると見られます。

平成23年度には、会計検査院から防衛大臣あてに、指定基準を見直すなどして、透明性を十分に確保するように意見が表示されました。平成28年度決算検査報告においても掲記され、本年11月8日に会計検査院長から総理大臣へ手交されております。

このため、放送受信事業対象者における住宅防音工事の実施状況毎に、一部見直しを行いたいと考えています。（千歳飛行場、三沢飛行場、横田飛行場、厚木飛行場、小松飛行場、岩国飛行場、新田原飛行場等の本土16施設）（参考：国土交通省管理の飛行場については、補助制度を平成25年に廃止）

- 平成30年8月31日をもって住宅防音工事が完了した世帯については助成を終了
- 平成30年9月1日から一部住宅防音工事を実施した世帯については助成額を半額にし、平成36年3月31日をもって助成を終了
- 平成30年3月31日をもって助成対象区域の事業所及び新規転入者への助成を終了

【参考】1契約当たりの補助額について

- ・本土6,995円（放送受信料のうち、地上放送分の口座振替額（12か月前払）の半額に相当する額）